

第3回 宝塚市公契約条例検討委員会 会議概要

【日 時】 平成30年8月10日（金）午前10時～正午

【場 所】 宝塚市役所 3階 特別会議室

【出席委員】 8名（欠席 0名）

川勝 健志 寺田 友子 在間 秀和 海山 鐘海
瀬尾 武夫 堀口 吉志 渡部 美和子 田中 達夫（敬称略）

【事務局】 近成総務部長 藤本行政管理室長 中西契約課長
契約課課員（岩室、生駒、杉本）

【開催形態】 公開（傍聴人 11名）

【進 行】

1 審議会の成立

宝塚市公契約条例検討委員会委員8名全員出席のため、宝塚市公契約条例検討委員会規則第5条第2項の規定により、今回の委員会は成立しています。

2 傍聴等の取り扱い

審議の傍聴の取り扱いは、原則として公開とし、傍聴を認めることとします。
また、会議の結果もホームページ等で公開します。

3 議題

（1）議題1 前回要望があった資料について

ア 条例化を進めることになった経緯が分かる資料

（ア）平成23年2月8日付「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員告書」（抜粋）・・・ P1

（イ）平成23年12月22日付「労働問題審議会提言」・・・ P8

（ウ）宝塚市労働施策に係る契約課の平成28年度事業計画・・・ P9

（エ）平成28年8月パブリック・コメント実施時の説明文・・・ P10

イ 兵庫県内自治体の工事落札率等（250万円以上の案件）・・・ P12

ウ 近隣市の落札率等の状況・・・ P13

エ パブリック・コメントの結果概要及び詳細一覧・・・ P15

(2) 議題2 宝塚市公契約条例の骨子の検討について

2 その他(資料)

- ・兵庫県内の自治体の公契約条例及び施行規則
- ・(前回資料P8 差し替え) 公契約条例制定市の一覧
公契約条例の制定予定市を追加しました。
- ・(前回資料P24 差し替え) 賃金条項設定型の内容比較一覧
県内の3市を追加しました。
- ・平成23年2月8日付「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員報告書」

3 前回の議事録の修正有無確認

【審 議】

委員長： それでは本日の会議をはじめます。

まず、議案1号について事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題1の前回要望があった資料について

ア 条例化を進めることになった経緯が分かる資料

(ア)平成23年2月8日付「入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員報告書」(抜粋)

(イ)平成23年12月22日付「労働問題審議会提言」

(ウ)宝塚市労働施策に係る契約課の平成28年度事業計画

(エ)平成28年8月パブリック・コメント実施時の説明文

イ 兵庫県内自治体の工事落札率等(250万円以上の案件)

ウ 近隣市の落札率等の状況

エ パブリック・コメントの結果概要及び詳細一覧

(各資料により説明)

議題1についての説明は以上です。

委員長： ただいまご説明いただいたように、前回に皆様からご要望があった資料を作成していただいた。1つは、そもそもこの公契約条例が制定される背景・経緯が十分共有されていなかったということがあったため、それが確認できるような資料を作成していただいて、共有していただいたということ、それから、その他に関しましては、入札契約関連の資料を情報共有ということでご説明頂きました。それから、パブリック・コメントについても前回の委員

会でどういう意見が多かったのかとかについてパーセンテージで表してほしいというご意見がありましたので、そのような整理をしていただいたうえで、後ろに、別紙で全文を付けていただいているという形になっています。これで、共有すべきことは共有させていただいたと思いますが、もし追加で何か分かりにくいところとか、もっとこういうことを説明して欲しいということが有りましたら、発言をお願いします。

委員： 調査専門委員からの提言1から5まで出ているが、これについて市が行った具体的な施策は有るのでしょうか。

事務局： 例えば、長期継続契約について、制度開始当初はその種類ごとに、長期契約可能な期間を変えていたが、労働者の雇用の安定ということを目的として、その案件に応じて変更可能なように、長期契約できる上限を5年ということにしました。

委員長： 今、説明いただいた点は、提言4に関する部分の内容かと思います。例えばということで、ご説明がありましたが、よろしいですか。

委員： 5年にしたというのは、「提言4の雇用・労働者福祉に関する評価手法の検討」の部分で、長期雇用の方が労働者の雇用が安定するというので、その期間を延ばしたということか。

事務局： そうです。

そのほかにも変動型の最低制限価格を導入したり、細かなところまで入れると、かなりの項目になります。この提言を受けて実施してきたことは、いろいろあるため、一覧として整理してお示しした方が良いかと思います。

委員長： 私の知る限りでも、提言が出て以来、様々な制度改革や見直しが行われている。やれていることとやれていないことがありますが、やれているから良いというものではないが、その後どういう風なことが実施されているかという資料を出して頂けるということなので、そちらでご確認いただければというふうに思います。その他、ご質問・ご意見等いかがでしょうか。

委員： 労働問題審議会の提言は、調査専門委員の提言を受けてということなのか。あるいは並行的にということなのか。

事務局： 別途、並行的に、です。

委員長： その他いかがでしょうか。

もしご意見等が無ければ次に進めさせていただきたいと思います。

今後、皆さんにご意見を頂戴する条例案の骨子を考えていくための基盤の情報というものは共有できたということで進めさせていただきたいと思いますが、もしそのプロセスの中で、また疑問などが出てくればその度にご質問いただければ、と思います。

いよいよこの委員会の主たる論点である市の公契約条例の骨子の検討に入っ

ていきたいと思います。その検討に入る前に、事務局から本日配布されている資料についてご説明をお願いします。

事務局： 前回資料の差し替えとして、全国の公契約条例制定市の一覧に制定予定市も入れたもの、賃金条項設定型の一覧表に県内の3市も入れたもの。それから、今回これを基に修正案を考えて行っていただくことになると思いますので、平成28年度に本市が作った公契約条例の案と県内4市の公契約条例と施行規則を別冊で用意いたしました。その他、先ほど説明した平成23年度の調査専門委員調査報告書の全文です。配布資料の説明は以上です。

委員長： 以後は、お手元にある条例案の具体的な検討に入っていきたいと思うのですが、それを検討するにあたって、今、事務局から説明されたものが、参考資料として皆様のお手元にあるということですので、それらを参考にご意見を頂戴するというご意見で、ご理解いただければと思います。それから、ちょっと全体のスケジュールを確認しておきたいと思うのですが、条例案骨子の検討は、本日を含めて残り3回と当初は予定しておりました。具体的には11月と1月です。ですが、やはり意見の出方というか、議論のプロセスによってはそのスケジュールどおりに進まないという可能性もあるとは思いますが、さしあたっては、当初スケジュールに従って議論をしていきたいと思っています。もし、もう少し時間をかけて議論する必要があるということになれば、またスケジュールの変更も含めてこの委員会で議論していきたいと思っています。いずれにしましても皆様のご意見を踏まえた条例案を作っていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。以後の議論の中では、先ほどご確認いただいた市の条例案が既にありますので、これに従う形で具体的にこの部分をこういう風にしたらどうだ、というご意見をいただけると助かります。例えば、第一章の目的、定義、理念などについてももっとこうすべきでないかというご意見を出して頂ければと思うのですが、もう少し全体的なことでも構いませんので、ご意見を頂戴できればと思いますがいかがでしょうか。

委員： 働き方改革の法案が通った。この条例案は、この法案ができる前にできたものであるため、働き方改革を盛り込んだようなことも入れないと合っていないと思います。

委員長： 条例案が作成された頃は、まだ働き方改革ということは具体化されていなかったもので、この条例案の中には反映されていなかったのですけれども、その働き方改革という視点を今回の見直しの時には盛り込んだらどうでしょうか、というご意見かと思っています。その他にありませんでしょうか

委員： いろんな条例案を出して頂いていますし、私自身も全国の条例案を見ているのですが、基本的に違うのは賃金条項型か理念型で条例の中身が大きく違ってくる。例えば第一条の目的の所でも、いろんな所を見ると労働者の適正な労働

条件を確保することによって、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上、云々とかいうことが第一条で述べられているところが多い。その辺りについても、賃金条項型と理念型とでは公契約条例の作り方が違ってくるのではないかと思います。その辺りをどのように議論を進めていくかもあるのではないかと思います。

委員長： この条例案を見直すにあたって非常に重要な論点の 1 つであるかと思いますが、今ご意見をいただきましたこの条例の大きな枠組みとして、賃金条項型であるのか、あるいは理念型と言われているものにするのか、ということについては、皆さんからご意見をいただきたいところでもありますので、ご自身のご意見があれば伺えますか。

委員： 第一回るときにも申し上げたとおり、私自身は賃金条項型にすべきかな、と
思っております。私は市民公募ですけれども、労働組合の役員経験もありますし、社会福祉法人の理事もしていますので、使用者側として団体交渉を受けたりもしています。使用者側の立場といっても、認可保育所ですので市から委託されている業務です。賃金額も含めた契約をしてもらわないと、企業としても成り立っていかないと思いますし、良質な公共サービスを提供していくためにも、賃金条項を入れる方がよいのではないかと思います。

委員長： ありがとうございます。前回配布されている資料の中に、今、委員がおっしゃられた様なご意見を考える時の 1 つの基準として、賃金条項型と言われている枠組みを採用する時のメリットとデメリットがあったかと思えます。一方で理念型にも同様にメリットとデメリットがあったかと思えますので、その辺りを踏まえて議論すれば良い議論になるのではないかとと思うのですが、その他の皆様の方からはいかがでしょうか。

委員： 私も賃金条項型に賛成です。先ほど働き方改革関連の法律が成立したこととの関係を考える必要があるという意見が有りました。私もそういう観点があるのではないかと考えています。仕事柄、その関係はかなり検討している立場になるのですが、今回の働き方改革については、大きく 3 つの柱があります、1 つ目は長時間労働の規制の問題、2 つ目は高度プロフェッショナル制度の問題、3 つ目は同一労働同一賃金という非正規の方々の賃金の問題。この 3 つのポイントからいうと、3 つ目のポイントが関わってくるかなと考えている。本来、賃金というのは労使で交渉して自主的に決めるものだというのが前提ではあるのだが、それだけではダメだよというのが最低賃金法で決められている。ただ最低賃金法が、日本では地域別だけで産業別が無く、結局、地域別の最低賃金だけがここを下回ると罰則ですよという規制がされているという構造になっている。そこでいうと働き方改革の中の同一労働同一賃金という問題については、例えばパートの方であるとか契約社員の人たちの賃金というのは、最低賃金をク

リアしていたら良いという問題ではないという観点もあって法律の改訂ということになってきたと思われる。そういうことからすると、本来は、賃金は労使で自主的に決めるものだけれども、こういう決め方はダメでしょうという法律の規制が、加わったことになる。そうすると、行政が行う契約は、行政からすると品質確保しなければならない、品質確保するためにはそこで働いている人たちにそれ相応の賃金を払わないと品質が確保できないということになってしまう。そういう面での規制というのは各自治体によってやってもいいということは、考えられるかなと思う。そういう意味では今回の働き方改革のその点での考え方というのは、今回の公契約条例に賃金条項を含めるという考え方に繋がっていくかもしれない。

委員長： ありがとうございます。おそらく今のご意見は、この度の働き方改革というものを踏まえると、賃金条項型という枠組みは、働き方改革と整合的なものになるのではないかというご意見だったかと思います。その他はいかがでしょうか。これは非常に大きな論点で、今日中には決められない大きな論点ですので、その意味ではどんどんご意見をいただきたいのですがいかがでしょうか。それぞれのお立場、個人的な見解、いずれでも結構です。

委員： 私も賃金条項型。今の建設業界における重層下請問題に一番絡んでくると思われるため、現場の職人の最低賃金がいくらということに、どれだけ間に業者が入ってくるかと関係してくるかと思しますので、是非とも盛り込んでいただきたいかなと思います。それから、人口がこれだけ減ってきている中で、キツイし、シンドイしという我々の仕事に新規入職者が減ってきていることもあるので、金額的な部分でも、それが安心し確保できる、公契約に係るものであればそうなってほしいと思います。

委員長： ありがとうございます。今、賃金条項型に積極的な意見が多かったように思いますのですが、先ほど前回ぐらいに配布された資料の中にあつた賃金条項型のメリット・デメリットを事務局からご説明いただいたら、という話をしましたが、今日は、結構、傍聴の方もいらっしゃるので、もしよかったら、事務局の方から改めて賃金条項型のメリット・デメリットのポイントを少しご説明いただいたら議論も深まるかと思うので、また準備ができたならご説明をお願いしますでしょうか。その間の時間を使ってその他の方の意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 今回資料をいただいて、過去にこういう経緯がありこの条例案が作られたということがよく分かった。細かい内容については今後詰めていくべきだと思うが、一番私たちが言っているのは、市の方でこの条例に従って、時代に応じて変革をしていくのだと思うのだが、一方的にするのではなく、労働者とか我々建設業とか物品とか業種は多様ありますので、そのすべては無理かと思えます

が、全てではなくてもバランスを取ったうえで、皆さんの意見を聞いて形作っていくのがよいのではないかと。行政だけの一方的なものだけでは偏ってしまうのではないかと。本当にそれが今の時代に適した内容であるのか、というのが心配なところ。それから一番危惧するのは、労働者、職人の雇用について。だんだん建設業に人が集まらなくなっている。運送業とかサービス業とか過去においていろいろ問題があり人も集まらなかったが、働き方改革とかで労働環境が良くなってきている。そういう意味で、建設業はどうしても3Kとか5Kとかがあり、人が集まらなくなっている。過去において人がなぜ集まってきたのかというとそれは労働単価が良かったから。運送サービスなどではかなり改善されてきて、建設の方に人が集まってこなくなった。それを肌で感じている。そういう中で、働く労働者の環境を改善して、地域の中に職人をしっかりと育てていくという努力を、こういう条例を利用して少しでもやっていくようにしていかないと、職人の高齢化をみると、この高齢化社会の中で熟練工は終わってしまっていて跡継ぎが育たない。そのあたりをしっかりとサポートしていくような条例作りが欲しいと願っている。そういう意味で、我々建設業の生の声を行政の方に分かってほしい。その中で最低制限価格とかも、高くなれば市の予算も減ってしまうが、バランスというものを考えながらしっかりと細部にわたって入れていってもらえたらよいのではないかと思います。

委員長： 今、いただいた意見の中身は、大きくは2つあったのかなと思います。1つは発注者と受注者が対等な立場で話し合う場を設けてほしいということ、参加の機会を確保するということだと思います。もう一つは、建設業者さんの不足問題。それは労働環境の悪化とか、それ以外にも公共事業そのものが縮小しているという背景もあり、ある意味必然的な面もあるかと思いますが、いずれにしても、地域を支える建設業者さんの人材育成という観点が重要ではないかというご意見だったかと思います。そういう意味では5年前に作成された報告書の提言の中に、提言3には地域事業者の育成だとか、提言5には市民の参加の推進ということで、発注者と受注者やそれ以外のステークホルダーの話し合いの場を設けていくということも重要ではないかと提言されているかと思いますが、こういった提言を実践していくということが必要ではないかということをおっしゃっていただいたのかなと思って聞いていたのですがそういう理解でよろしいですか。

委員： あとは、審議の場をこの条例の中に組み込んでもらえたらよいかと思います。この条例には、細部はわからないが、書いてあることも非常に素晴らしいことが書いてあり、全般的なことが謳われていると思います。この中に審議する機構を組み込んでもらうことによって一方的に行政がやるのではなく、一定の声が反映されるのではないかと。あとは、地産地消。建設の中でも範囲は植木と

か水道とかいろいろある。また、建設以外にも物品も福祉とかも。要は宝塚市というものをよく見て、その中の地産地消をやっていかないとバランスが崩れてくる。一方的に大手とかフランチャイズとかがどんどん進出してきて、個人商店とか小さな会社が潰れていく。こういったことをしてしまえば、中小企業とか職人とかの専門職が無くなってしまわないか。それを行政がバックアップする、その仕組みとして条例を生かしていけばよいなと考えている。

委員長： 審議の場、人材育成、それに加えて地産地消といったものを具体的に条例に反映させていくべきではないか、というご意見だったかと思います。ただ、以前にこの委員会でも話がありましたけれども、ちょっとテクニカルな話にはなるのですが、今、ご意見いただいた 3 つの点を条例という枠組みで反映させるか否かということについては、また議論が必要だと思います。そのレベルで入れなくても具体的に実施していくときにそれを反映していくということでもいけるという部分もありますので、条例という枠組みの性質を踏まえて考えていく必要があるかと思います。それはまた後で、議論していきたいと思います。いずれにしても、今ご意見いただいた点を、大きな枠組みの中で反映させていくべきではないかというご意見として伺っておきたいと思います。その他はいかがでしょうか。

委員： 今の意見に関連して、公共工事とか委託事業に係わる労働者は全国に 1 千万人ぐらいで、全労働者の 2 割ぐらいといわれ、約 65 兆円から 75 兆円ぐらいの金額になっています。地域経済で、こういう公契約に係わる経済的な効果というのはやり方によっては、地産地消も含めたら大きなものになる。地域経済の活性化にもなる。それで、こういう公共関連事業、委託事業、物品も含めて、人数は無理だと思いますが、予算規模において、一般会計でこういう公共工事とか委託事業とかがいくらぐらいを占めているのかが分かれば、ざくっとでよいので教えていただけないでしょうか。指定管理も含めて。

事務局： 算出できるのかどうかかわからないですが、ちょっと考えてみます。

それから、先ほどお話が合ったメリット・デメリットの部分ですが、まず、賃金条項型というのは、条例に一定の金額を定めて、自治体が契約する相手方に対して条例の対象となる案件に従事する労働者には、定めた金額以上の賃金の支払いを義務付けるタイプが賃金条項の設定型で、そのメリットとしては条例の対象案件であればその案件に従事する労働者の賃金は確実に保証されるというようなことと、後で述べる理念型の上位版と位置づけられるものというイメージで、デメリットとしては、労使間の労働契約に行政が介入するものであり、労働基準法及び労働契約法に違反するのではないかと、地方公共団体の事務といえない可能性があり違法ではないかとかの違法論があります。また、同じ会社の従業員であっても自治体の仕事に従事する従業員と、そうでない従

業員とにおいて賃金の格差が生じるということがあります。また、職種や経験年数、熟練度により賃金は異なるものであるであります。それに対応することは非常に困難であること。それから、定めた賃金の支払い状況を市が発注するすべての案件において確認することは事実上不可能ですから、先行自治体の全てが一定金額以上の大きな案件について対象としています。本市においては、住宅都市であるため、市内事業者の数が少なく、大型案件ほど市外の事業者が受注する状況となっております。これは前回等の資料でもご説明したところで。実質的に宝塚市民の税金を市外に多く流出させる施策となる可能性が高いと考えております。市によりましては発注の大半を市内の事業者が受注できるであろうと思われる市もありますし、県とかでは問題とならないのかもしれませんが、本市におきましては地方自治体が行う事務のために制定する条例と考えることができるのか、との悩ましさがあります。

一方、理念型ですが、これは、条例に賃金額を定めずその自治体の契約制度のあり方などについての方針や理念を表明するといったものです。このメリットとしましては、賃金額を明記するものではないため、法的な疑義は生じません。自治体の方針や理念を市民に対して広くアピールできます。法律違反の事業者を排除し、適正なルールに基づいた受注競争が行えます。従来は自治体の内部運用で行われていた市内業者への優先発注などについて条例という強力な後ろ盾ができると考えています。デメリットとしては、労働者の賃金が条例に明記されることなく賃金が確実に規定されるわけではないというデメリットが考えられます。

事務局： 少し補足ですが、理念型の方には、当然、賃金条項型ではありませんので賃金は明確には定められないのですが、例えば今日資料としてつけております尼崎市さんが定められました公共調達基本条例は、賃金条項型ではないのですが、規則で下請けの方についての労働環境の確認をきちっとするというような、そういう謳い方をしている条例規則も出てきています。賃金を条例で定めることでもありますし、重層下請けの問題もありますので、定めなくてもその中身を下請けに至るまできちっと確認をされている方法も出てきているということもご存じいただけたらと思います。

委員長： ありがとうございます。私の思い付きで事務局の方からご説明いただきましたが、大体のポイントを皆さんご理解いただけましたでしょうか。

賃金条項型と理念型という風に一応分けてはいますけれども、補足説明でもありましたように、理念型といっても多様な形がありうる、実質的に賃金条項型と同じような効果を担保する方法もないわけではないということ。それが典型的には尼崎市さんの事例である、とご説明いただいたと思います。

私の方から補足させていただきますと労働者の環境、労働者福祉をしっかり

と確保するということがそもそもの目的でもありますし、コンプライアンスが担保されているかどうかには尽きると思います。このコンプライアンスが担保されるのであればどのような形であっても同じ目的が達成される可能性があるということだと思いますので、今、メリット・デメリットという形でご説明していただいたことや、私が補足説明させていただいたことも含めて、今後議論していただければと思います。

委員： 今の事務局の補足話ですが、例えば東京の国分寺市は賃金条項型ですが、受注者と下請けの場合についてきちっと載っている。言われた尼崎の条例は下請けとの関係のことだけですので、賃金条項型とは全く別物だと考えている。下請けとの関係において報告義務とか指導とかが出来るというだけではないかなと思う。

事務局： 当然、労働関係法規の中に最低賃金を守るとかいろんな部分があるので、確認はそういった報告の中でしていけますよ、ということをお願いしているだけで、先ほど委員長がおっしゃったように他にもいろいろ守っていただけないといけないコンプライアンスの問題もありますので、そういったところを補う条例・規則が出てきているという説明をさせていただいた次第です。

委員： やはり、最低賃金法は強行法なので刑罰が付きますので、別の話だと思います。

委員長： 要するに運用面で工夫できる余地はあるんですが、委員の意見としては枠組みとしては別のものであると、そういう理解だということですね。

委員： その部分については、京都市の条例の時に、かなり論点になった部分ですが、最終的には、賃金条項型でなく、どちらかという理念型になった。ただ議論がなされた分だけ、かなり配慮された条例になった。発注先でどういう労働環境なのか、労働条件なのかをチェックすることで、きちんとやっているかどうか監視してますよ、とプレッシャーをかけるということ。そこで、もし、ちゃんとやっていない場合にどうなるのかということ、その根拠は条例には出てこない。報告や調査で留まっているということが、果たして良いのかどうか。そこがかなり大きなポイントになるのかなと思う。そういう意味では条例に賃金条項を入れるか入れないのかということは、質的に違うものがあるのではないかと考えている。特に宝塚市の場合、労働問題審議会からの提言があって、28年度の事業報告で賃金台帳や労働環境報告書の提出結果について検証するとある。この検証について、これがどうなったのかについて教えてほしい。私の意見としては、事実上の効果は理念型でも同じことが期待できるのではないかということについては、やはり条例上の根拠が有ると無いのとでは質的に違うのではないかという意見です。

委員長： 今、委員の方からあった質問について、もし今、回答可能であるならば回答

いただいて、少し時間が必要であるならば後程、もしくは次回以降でもよいのでよろしくをお願いします。

事務局： ちょっと今は資料がありません。

委員長： もし、可能であれば後程回答下さい。委員のご意見としては、この条例の中で定めるということは、たとえ、運用面では可能であったとしても、実効性としては異なってくるというご意見だったかと思います。

委員： 三木市とか加西市とかの条例では、目的の部分に「労働者の労働環境の整備並びに公契約に関する事務及び事業の質の向上を図り・・・」とか、「当該業務に従事する者の適正な労働条件の向上に資するとともに」とあり、労働者のことに対して分かりやすく書いてあるが、宝塚市の条例案では、「労働者の福祉の向上並びに・・・」というフワッとした書き方なので、こういった文面を参考にもう少し分かりやすくした方が良いのではないのでしょうか。

委員長： 条例の具体的な文言の分かりやすさを、他市にもう少し学んで表現してみてもどうか、というご意見だったかと思います。最終的に見直しをする際には、非常に重要な点だかと思えます。こういう行政の文書というか、法律の文書というものは、分かりにくい面はあるかと思いますが、他市ではもう少し分かりやすい表現を使っているということは、可能だということでもあるかと思えますので、また検討させていただきたいかと思えます。その他にいかがでしょうか。

委員： 先ほど、話がでた罰則規定ですが、条例には報告義務がある、報告を出しても、なんらかの基準を下回った時に、具体的にどうするという罰則規定が全く盛り込まれていないと思うのですが、その辺りを審議会にかけて、ある一定の基準を下回った場合には、条例に違反したとして、審議しながら罰則規定を発令しなければ守られないのではないか。お飾りの条例を作っても意味が無いだろうし。という意味で、何か入れた方が良いのでは。

委員長： 当初案の想定では、どのようになっていましたか。罰則という形での実効性の担保というところまでは考えていなかった、ということですか。

事務局： 罰則まではいかずに、プレッシャーをかけるというところまでであったかと思えます。

委員長： 委員の意見としては、罰則を設けた方が良いという意見ですか。

委員： 条例を作って、報告を求めるとすると、報告書を作るのにも費用がかかる。お飾りの報告書類ばかりを作っても、意味のあるものでないとその作業は無意味になってしまう。きっちりと意味のあるものにするには、登録業者の義務としてちゃんとした会社であるということを、例えば半年や1年に1回、報告すれば、後はいいですよとか。必ず人は入れ替わるんですから、その都度、また確認しましょうとか。何回も工事を受託した場合に、その都度、書類を作って出さなければならないという無駄を無くして欲しい。必ず何かを作ると、それ

に伴った労力が必要になる。そういうことを軽減させていかないと、弱者というか、小さな金額に多大な費用をかけるようなことをするのに意味があるのかということも思う。できれば、そういういろんな意味の審議会、罰則規定も設けてしっかりとこの条例が実行されるように仕組みを作るべきではないか。

事務局： 前回の我々が作っていました公契約条例の案の中の第 13 条に、適正な労働条件及び労働環境の確保という条項を設け、その中でいろいろ受注者の方に報告を求めましょうと。条例案の第 13 条第 5 項の 2 行目の後段あたりに、罰則とまで言えるかどうかわかりませんが、「虚偽事実などが確認された場合には、指名停止、その他の必要な措置を講ずることができる。」としており、こういったことは考えていたところです。

委員： 資料を見ると違反对応は、先ほど言われたように是正命令とか、措置請求要求とか、従わなかった時に契約解除とか指名停止とかを行うというのは、だいたい一般的に記載されている。野田市とか川崎市、多摩市、渋谷区とかもそういう風になっている。罰則規定を入れれば良いが、全国で初めてになるのかもしれない。

委員長： 委員の意見は、今の第 13 条の記述で十分だという意見ですか。

委員： 十分とかということではなく、一般的だということです。

委員： この話は、公契約条例の根本的・本質的な問題になると思います。罰則を徹底して規制をとということも一つの考え方ではあるとは思いますが、私の考えというのは、あくまで行政が発注者で、受注者が居て、その契約内容をどう規制するかという問題なので、公権力を行使する側と、される側との権力関係ではないと思います。公契約条例というのは、公契約条例に基づいて契約し、それに違反したら罰則ですよ、という発想ではないと思います。違反すればどうなるかという、その延長線上には契約の解除という民民の場合と同じような関係があり、決めたことを守らなかったら、いわば行政の言っていることに逆らうということになるから罰則ということではなく、宝塚市としては、例えば、この工事を発注する際にこういう契約の理念で発注します、そういう主旨で受けてください、そこで齟齬があれば、発注側としては、契約を解消したらよい。そういう意味では、罰則をおくことが、厳しいように見えるかもしれないが、必ずしもそうではなく、契約に違反すれば解除ですよというペナルティ。そういう考え方で公契約条例を見るべきではないかと私は考えている。

委員： 解除するというのは非常に難しい。例えば、一度受託しました、それをどの条文に違反するから解除なのか、内容についても、例えば尼崎市さんの報告書、社会保険の未加入問題。社会保険には、個人商店では免除とかの基準があるため、社会保険に入っていない業者は一切認めませんというのはおかしい。なぜなら、個人商店の場合には社会保険に入らなくてもよい。だから、どこまでの

細分化したルールができるか。大きな報告だけで終わってほしくない。ルールを作るのであれば、細かなルールを作って、またそれが生かされなかったら意味がない。だから細かいところをしっかりと明記していくべき。何でもかんでもにするべきではないと思う。またルールを作っても、いきなりはみんなそれに対応できない。現実問題として、そういう仕組みを作れない会社もある。そういうことも考えながら、最低限守れるように段階的にやってほしい。例えば、事後公表にするとかをいきなり言われたら大変なデメリットになる業者も有る。いきなり言われて出来るのか、今まで積算したことが無い人間がコンピュータとソフトを買ってきて、いきなり積算をしなければならない。出来ない会社はもう排除するのか、そういういうことも考えながら、私はしっかりとルールを作って、最低限それを守るような方向の指導をしていくべきだと思う。だから、罰則というのはちょっと言い過ぎたが、その辺りについてはもう少し緩和しながら、是正しなさいとか、段階的にやってほしいなと思う。

委員： 私が言ったことは、今のお話には全く矛盾しない。というのは、段階的に行ってその行きつくところが罰則なのか契約の解除なのか、その違いだけ。私もいきなり解除なんてできるわけではないと思っている。それは混乱するだけ。しかし、最後は解除になりますよと。この契約書には仕様書にこう書いてあるでしょ、なので仕様書をちゃんと守って下さいと、これは民間でも同じ。発注した側として、これを守って下さいと言う。それでも守ってもらえない、では次にどうするか。

委員： 注意勧告とか。

委員： そう、そういう意味では全く同じ。

委員： 業者としては、指名停止が一番きつい。民間より公の仕事が出来ないということが、ペナルティとしてはきつい。第13条に指名停止が書いてあるが、これは当然だと思う。先生もおっしゃった様に、事業者は契約書に基いて仕事をするわけなので、やって当たり前。

たまたま業界紙を見ていたら、本市では全て一般競争入札、これはどこにもない。1人親方よりちょっと大きいぐらいの業者でも建設業として登録していれば経審で点数が付けられる。しかし、そのランクに関係なく一般競争に入れるのであれば、業者は増える。だから、宝塚市の一般競争入札では、小さい工事でも30者とかで抽選になる。行政は、1つ出しておけば済むので、事務的には手間にならない。その中で、委員がおっしゃった様に、1人や2人でやっているような業者が書類作りに追われて現場を見る時間が無いという声が聞こえている。現実にもなるので、その前段で、ハードルも1ランク上げてもらえばこれまでぐらいの仕事には入れるんですよとか。それがあれば、みんな資金も機材も人的資源も切磋琢磨して、少しでもランクアップできるようにと努力をし

ていた。昨年に開業して2、3人でやっている業者が、何十年やっている地元の業者と同じように入れる。

余談になるが、大阪北部地震の時のことを県の人と話す機会があった。県の職員も危機管理の会議をして、災害時にどうするという形は作っているが、9時に出勤できた職員は出先まで含めて30%。いくら災害の時にこうしましょうと書いてあっても、3割しか職員が出勤できていないのでは計画通りできない。3時頃にやっと70%。これでは初動が遅れる。こうなると職員に市内に住んでもらわないと対応できない。交通機関は一切止まった。そういう危機管理も含めて宝塚市を運営しているということをもっと認識してもらわないと。何もかもが後追い。ここで、災害等の応援体制とかいくら書いてあっても、1人か2人でやっている新規の零細な業者が、そういう状態の時に人を集めれるのか。かわいがってもらって仕事をしているので、こういう時ぐらひは恩返しできるからとやるのが人情ではないか。阪神淡路を経験している人間としては、採算を無視して災害対応で走り回ってやった。それも普段にそういうことが無ければ誰もやらない。それも含めた大きな視点でこういう条例を作らないと、重箱の隅をつついていても仕方がない。他市は他市。宝塚市の都市経営、市をどうするかということをもっと本腰を入れてやってもらわないと。先日の雨の時などは、仕事時間中であつたので対応できたが、阪神淡路大震災のような不測の事態の時にどう対応するか。人が来れなくてはどうしようもない。全て絵に描いた餅になる。災害の時のことを考えると市役所職員でもすぐに集まれないのが現実。初動が大切。災害の時だけ助けてといっても誰も動かない。市内に居ないと即応できない。宝塚市としてそういった時にどうするのか。我々も仕事がなければ、他市に行かざるを得ない。宝塚市には寝に帰るだけ。もっと都市の経営ということを考えてもらわないと。

委員長： 緊急時の対応を考える必要があるというご意見。さらに言えば、先の専門委員提言の中にも街の将来像と整合をとる形で考えていかなければならないということも書いてあつたと思います。都市の経営というご意見をいただきましたが、それとも整合するご意見だつたと思います。条例案の見直しをするにあたってはそういった点も含めてさらに議論を深めて行きたいと思います。

前段の議論では、一見対立するような意見かと思いましたが、そうではなく最終的に罰則を求めるのか契約を解除するのかをゴールとするのかについての違いはあつたとしても、段階的に行い、最終的にコンプライアンスが担保できればいいんじゃないかというご意見であつたのかなと思います。

本日たくさんの意見をいただいている、特に賃金条項型か理念型か。私は理念型という言葉自体がどうかと思います。一くくりにできない多様な形態があるということを見ると1つにくくってしまうと誤解を招く危険性があると思

いますし、前々回ぐらいのご意見でももう少し類型を細かに、というご意見もいただいていたかと思います。そういうことも含めて我々としては最終的に結論を出していかなくてはいけないと思います。今のことについては、すぐに決着をつけることは難しいかと思しますので、もう少し違う視点で、例えば条例案のこの部分についてこうしたらどうかとかいう各論の部分についてのご意見をいただくといいかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

委員： 労働環境をメインで作っている自治体もあるようですが、どちらの方向性で行くか。

委員長： これも本質的な問題提起かと思えます。公契約条例といってもいろんな形がある。労働環境の適正化を強調するような形にするのか、あるいはもっと広く公契約全体の適正化に関する条例という位置付けにするのかについて、皆さんのご意見を伺いたいと思えますがどうでしょうか。

委員： 宝塚の条例の案にもすごくいいなと思うところもたくさんあって、例えば第10条で適正な価格の算定として「市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算定するものとする。」というところがあって、尼崎市もそうであるが、発注者側がそれを担保していかないと適正で良好な公共サービスを提供できないと思うので、そういうものを反映した発注側の対応が必要だと思います。賃金条項型の自治体でもあまりこのように謳っているところはないかと思うので、これはよいと思う。ここは、発注側の責任みたいなところですけど大事な視点だと思います。

委員： 私も大きな項目としては非常に素晴らしく良くできていると思う。ただ、この内容でちゃんとやっているのかとか、自分たちも責務をちゃんと果たしているのか。大きくは、審議会を作るかとか、罰則規定をどうするのかとかの項目を組み込んでいたり、もしくは罰則規定に変わるものはあるのかとかについて検討し、それらを組み込んでしまえば、あとはおかしいところがあれば、その都度、審議会に変更していけばよいのではないかな。毎年状況も変わるし、時代も変わる。クレームが来たらその時にまたそれも審議したらよいのではないかな。皆さんで対話できる場を常に継続して作ってほしい。そういうものをまず作ってしまえばあとはその中で議論していけばよいのではないかな。次回からは具体的に一つひとつ審議していきましょう。

委員： パブリックコメントはどの自治体もやっているが、やりっぱなしの団体が大半。しかし、宝塚市だけは、パブリックコメント委員会を作り評価をしている。地方自治体がいろんな施策をやった場合、それを評価することが必要。今回の条例案の中にも無い。まして理念型ということで、具体的なことは規則とかになって、結局、意見とかがどこにも入らず変な方向に行く。国の法令もそんな形で改悪されて行っている。それを阻止するのは審議会とか審査会。そのメン

バーに利害関係者等を入れて構成すれば、きちっとこれを適正に運用しているかを評価ができる。是非それを入れていただいて条例の運用に反映していただいたらよいと思う。

委員： 私ら協会も時代に適応して発展して行って欲しい。自分だけを守ってお金だけ儲かったら良いということではなく、業界全体がそこに働く労働者と一緒に時代を作っていくというような。それを条例の中に入れ指針として示していく。

委員： 今の話、加西市でも条例の中身に公契約条例審議会の設置というものが入っている。条例の細かい運用は施行規則などで決めてある。

委員： 委員がおっしゃった意見に全面的に賛成です。要は柔軟に対応可能にしていくということと、実効性をちゃんと確保する。そういう意味では、例えば、京都市では京都市公契約審査委員会という名前。それは、公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会を設置する。このままが良いのかどうかはわからないが、条例は作りました、後は良しなにではなく、最終的には実効性があるようにいろんな場面で柔軟に対応できるようにするために委員会を作っておくのが良いのではないか。宝塚市の条例案にはこの条文が無い。これは入れる方がよい。

委員長： 今いただいたご意見は審議会の設置に関する項目が必要ではないのかというご意見。

今、ご発言していただいた皆さんに確認なのですが、機能や役割というのは少し違うのかもしれませんが、第三者委員会として、宝塚市には入札監視委員会というものが既にあるわけなんです、その入札監視委員会にこの機能を合わせて持たせるのか、それとも別途、独立した形で審議会を設置して運用していくのかというイメージに関してはどのような感じですか。

委員： 合併したらどうか。

委員： 入札監視委員会は、不祥事があったからそれへの対応で作ったと思う。なのでちょっと違うと思う。

委員： 過去は必要だったのかもしれないが、今はそんなに審議する内容があるのかとも思う。それであれば、形を変えていろんな意味でトータル的に審議できる場に変えていっても良いのではないかとも思う。

委員長： 監視委員会があるということ自体が抑止力になるのではないかと、ということも実は監視委員会として期待される役割でもあるので、そのことも踏まえて考えなければいけないのだが、実際に今そういう事例がほとんどないんじゃないかということでは根拠としては弱いのではないかとということもある。

委員： 個人的にはそう思うが、それを私がこの場でいえる内容かといえばちょっと違うような気もするので、一応参考意見として聞いていただければ、1

つにまとめた方が経費の節約にもなるのではないか、とも思う。

委員： 入札監視委員会の機能はどのようなものなのか。

事務局： 入札監視委員会は、市の契約全てにおいて適切に行われているかどうかについて審議していただいている。

委員： 毎年、1回とか2回とか？

事務局： 毎年4回、四半期ごとに行っている。

委員： 一応、評価をしているのですね。

事務局： 入札監視委員会というのは、事件があったから作ったというわけではなく、入札について、そういった外部委員の目を入れなさいという国の指針もあり作られている委員会です。

この公契約条例案がストップして、その後どうするかということについて昨年に皆さんといろいろとお話し合いをさせていただいた。そういった中で出てきていたご意見というのはかなり実務的な意見が多かったように思います。自分たちの意見も聞いてほしいという内容は、おそらくこういった場ではなく、むしろ技術職員も入った場で協議するといったものの方がよいのではないかと感じている。経営事項審査がどうとかなると、なかなか事務職員ではわからないという部分が多くあった。そういうことから考えると、実際の施策の話をこういった審議会の場で行ってもなかなか理解することが難しいのではないかと感じています。

賃金条項設定型ということになり、来年の賃金をいくりにするのかということになれば、その際には、それを審議していただく審議会が必要になり、逆に審議会がないと賃金を決めることが難しいことから審議会は必要になってくると思います。

委員： ちょっと違う。確かに入札関係の細部のことについての問題点の話をここでやっても意味がないであろう。ただ、そうではなく公契約条例というものを作った。作っても何も実行しなかったら意味もない。行政としては条例を作った中で、何らかを具体的に実行に移していくであろう。その内容を私たちが見て、これはこういう方向性ではないだろうかを審議する会。問題点がなければ別に開く必要もない。条例に基づいて何かを実行するとき、それをメールでもよいので。入札に関する細かい内容について、この中で必要な話なのかどうかというのは話をしたらわかること。これは業界団体として、個人的にお話に行きましょうとかもあると思う。その使い分けはできると思う。だからあとは、行政の方で一方的に実行していくということがないように。例えば、労働環境報告書を出しなさいとなった時に、業界団体の中には個人商店もあれば何十人も雇用しているところもあり、運営にも差がある。それを全者に出しなさいとするのか、それはちょっとおかしいのではないか。やはり段階的に。物事をな

にかを実行する時も急に実行されていることが多々ある。今までやっていた形を急に変える。それも業界の小さな会社を無視した形でやってよいのか、段階的にこうした方がよいのではないかという声を吸い上げてほしい。

事務局： 前回にも少し申し上げたが、本市の場合、私が個人的に感じるのは、いろいろな事件があった関係上、契約担当と事業者さんとあまり接触しないといった文化が続いてきて、前回に明らかになったような、この公契約条例の案が 5 年前からできていたのではないかという、そういう大きな誤解さえも埋まらなかったのではないかと思われるため、年に 1 回とか 2 回とか定期的に会を持つことが今後必要になってくるのではないかと思っている。

委員： そうですね。条例を作り、委員の立場でこれは集まった方がよいとか。これは行政で検討してくださいとかいろいろあると思う。

事務局： その場合に、審議会ということになると市長から委嘱状が出て、委員の任期が 2 年でとかなってきて、メンバーも柔軟には対応できない。それよりもその内容に応じて適切な方々と協議する方がよいのでは。

委員： この公契約条例は公の契約に関する条例なので、建設だけではなく、多種多様な市の公契約に係る多くの皆さんのことを考えながら、話をしたらよい。何も自分のところの話だけでなく、作って行政が勝手にするのであれば意味がないのではないですかとだけ言っているだけ。条例だけ作りました、しかしその運営については一切入らないということでは意味がないのではないかとだけ言っている。だから作った条例については、市民と業界いろんな多種多様な人が入って一緒に考える場を置いておかなければいけないのではないかとだけ言っている。

事務局： そういう場は必要だと思います。必要だとは思いますが、メンバーも固定されてしまいますし、審議会という形が良いのかどうかはちょっと考える必要があるのではないのでしょうか。

委員： 言葉にこだわらず、業界のことがわからない場合はわかる人に聞けばよい。そういう場を作ってほしいというだけの話。

委員： おそらく、京都市の公契約審議会のイメージだと思う。先ほど、入札監視委員会があるのでどうなのという話があったが、入札監視委員会の委員には誰が任命されているのですか。

事務局： 今は、弁護士さん、大学の先生、元公正取引委員会の方の 3 名です。

委員： 専門職の知識経験者ばかりなのですね。今の公契約条例の委員会には、受注者などの契約当事者が居られるので、それと同時に労働者団体も含め、市民も入った審議会が必要なのではないかと私は思います。そういうことを考えると入札監視委員会がその機能を代替できるのかということとは私はよく分からないが、京都市のような公契約審議会の必要性はあるのではないかという意見です。解消できるのであればよいが無理なような気がする。

委員長： 入札監視委員会というのは、基本的にはどこの自治体も専門家のみで構成され、1つひとつ定期的に不正の疑いがあるとか、あるいは少しチェックしておかなければいけないという案件をピックアップしてそれを検証するという場であるのですが、今、公契約条例に関連する審議会としてイメージされているメンバーには、有識者も入っているかもしれないですけどもそれ以外の市民も含めたステークホルダーといわれる方々が入った審議会という場が必要なのではないか、というご意見かなと思うのですが、そういう意味では全く役割とか機能とかが違うものだとみなすべきなんだろうと。私が確認させていただいた理由というのは、奈良市で入札監視委員をやっていた時に、入札制度改革審議会で決まった見直しの方向性が事後的にどういう形で制度改革に反映されていったのかということも合わせて入札監視委員会で、議論する。ある種、審議会の事後的な評価を入札監視委員会の機能として部分的に持たせるということをやった事例があったので、委員の言うように複数の会をいくつも設けるよりも統合するような形でやった方がよいだろうということでそのような形になったのかなと思っているのですが、ただ、今ご意見を聞いているとやはりそこは区別する必要があるのではないかとご意見だったかと思しますので、最終的にどうするのかについてはまた議論する必要があるかと思しますが、入札監視委員会の話については一度忘れてください。

委員： やっぱり関わりますもんねえ。

委員長： 全く無関係とは言えない。事後評価という場は必要で、やはり条例としてすぐ良いものができたとしても、その後運用していく中で問題点が出てくるかもしれない。現場の人たちの声を聴きながら問題点が出てきた時に、適宜、見直しをかけていくことが必要だし、そのためには議論する場が必要になってくるということだと思いますので、その意味での独立した審議会を条例の中で設置することを明記した方が良いのではないかとご意見だったかと思します。今日はかなり議論が白熱して、終わりの時間が近づいてきました。

委員： 一点だけ良いですか。先ほどの賃金型、理論型のメリット・デメリットの中で、賃金型の違法論なのですが、違法な条例を作るわけにはいかないの、その辺りだけ整理しておきたいのですが、最低賃金法は、これを下回ってはいけない、下回ったら処罰されるという規制法。労働基準法も同じく規制法。基本的にはそういう構造になっています。

しかし、公契約条例は、そういうものではなく、契約についての市としての準則というか、基本的な市としての考え方を決めるわけなので、それに違反したら罰則というものではありません。ですからそれは全く違うものであって、だから最低賃金法とか労働基準法とかに反するという話は、公契約条例が契約の準則と考えると、違法性を言われるのはちょっと時代遅れなお話ではないか、

と私は思います。

委員長： ありがとうございます。まだまだ議論しなければならない点もたくさんありますし、今日いただいたご意見をさらに深めるという工程もあるかと思えます。そういう意味では次回以降、皆様のご意見を伺いながらより良い条例案の見直しを行っていきたいと思います。今日いただいたご意見を踏まえてまた次回以降議論をさせていただきたいと思えます。申し訳ありませんが時間の関係もありますので、本日の委員会の議論はこれぐらいに止めさせていただきたいと思えます。もし、この審議会が終わった後に特に質問等がありましたら事務局の方にご連絡をいただければと思えます。その他に事務局から何か報告とか連絡事項とかはありますか。

事務局： それでは、レジメの 3 の「前回の議事録の修正の有無確認」ですけれども、議事録の修正があれば終了後に職員までお伝えください。議事録については確認いただいた後にホームページの方に載せていきたいと思っております。

それから次回の日程ですが、事前に皆様からスケジュールをいただいています。次回は、11月21日の10時から12時、場所については追ってお知らせいたします。また、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

委員長： そうしましたら、これをもちまして本日の委員会は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。